

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年5月23日(水)午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	21番 林豊 委員
22番 増田正義 委員	23番 大木傳一郎 委員
24番 石毛利雄 委員	25番 菅谷守夫 委員
26番 伊藤幸夫 委員	27番 熊切清 委員

4 欠席委員(1名)

20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件

議案第3号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)

議案第4号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度5月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、21番林豊委員23番大木傳一郎委員を指名
いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番、3番、4番、5番、7番は賃借権に関する件、
番号2番、6番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番を議案書をもとに朗読】

番号1番から7番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明を
お願いします。

16番 番号1番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

3番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしています。所有農機具の
状況等からみても、問題ないと思われ
ます。

番号3番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号5番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

19番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

6番 番号7番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、4件でございます。

【議案第2号、番号1番から4番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、現況畑270.64㎡を祖父より借受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑計4404㎡を賃借し太陽光発電設備を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、現況畑計1173㎡を賃借し太陽光発電設備を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、現況畑500㎡を譲受け専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、番号1番、4番は地区担当委員から番号2番、3番につきましては、去る21日現地調査会が開催されましたので、その経過報告について、第1班の班長よりそれぞれ報告をお願いいたします。

18番 番号1番について、専用住宅1棟を計画するものです。周囲は住宅化が進行しており、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区区分や転用目的に問題ありません。

21番 第1班の現地調査班を代表して報告申し上げます。

本件につきましては、去る5月21日午後1時30分より、現地調査を実施しました。

現地は、周囲の営農条件等から第2種農地に区分される農地であろうと思われま。申請地は、良好に管理されておりました。

その後、申請者と面会し事業計画を伺いましたが、事業計画と申請内容とが異なっておりました。

また、事業所に隣接している農地について、申請者が農地以外の用途に使用していると見受けられたことから、申請者に対しこれらについては是正するよう指摘して参りました。

その後の意見交換では、調査した委員より、申請地については、周囲の農地への影響について、支障は少ないのではないかとの意見が出されましたが、事業計画と申請内容とが異なっていたこと、事業所の隣接地において、農地以外の利用が見受けられたことから、慎重に対応すべきではないかとの意見が出されました。

なお、現地調査の際、指摘した事項について申請者より事務局へ回答等

があれば、報告をお願いします。

議 長 事務局より報告事項がありましたらお願いします。

事務局 本日、申請者代理人より回答がありました。事業計画の件ですが、施設への侵入防止対策として、高さ2mのフェンスで事業区域を囲む内容で計画図の提出がありました。事業所周辺の土地利用状況の件については、始末書の提出がありました。

18番 本案件は別に審議採決してはどうかと思います。

議 長 本案件は別に審議採決してはどうかとの意見がありました。これにご意見はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 御異議なしと認め、番号2番、3番は他の案件とは別に審議採決します。次の案件に進みます。

14番 番号4番について、申請者は結婚を契機に実家に隣接している畑を譲受け専用住宅を計画するものです。申請地は第2種農地で周辺農地への日照、排水等の影響は少ないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。番号2番、3番を除き質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号2番、3番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。

番号2番、3番について、質疑、御意見はございませんか。

3番 申請通りの内容にて事業が実施されるか疑問があります。

18番 申請通りの内容にて事業が実施されるか疑問があるとの内容を付して進達してはいかがかと思えます。

19番 始末書を確認しましたが、該当している農地は以前、農地法第3条の許可を受けて購入した農地ではないかと記憶しています。

議長 意見を付して、進達してはいかがかとの意見がありますが、農地区分や転用目的に問題はないと思われませんが、申請者との面談内容及び申請者が使用している土地の中に、農地法の手続きを経ないで農地以外に使用している土地があることから、本申請についても申請通りの内容にて事業が実施されるか疑問があるとの意見を付けて県へ進達したいと思えますが、これにご意見ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号2番、3番について、農地区分や転用目的に問題はないと思われるが、申請通りの内容にて事業を実施されるか疑問があるとの意見を付けて県へ進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議長 次に、議案第3号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第3号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について質疑を打ち切ることに御異議ございませ

んか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

次にその他に入ります。

和解の仲介について、仲介結果を仲介主任より報告をお願いします。

【仲介主任の報告】

7 番 仲介委員を代表して報告します。蕪里の鵜之沢さんから、自己所有地に進入していた道路の所有権の確認を求める申立てにより、私と鈴木一郎委員、二村正美委員の3名が会長の指名を受け和解の仲介を行いました。

5回の話し合いを致しましたが、当事者間で合意が成立する見込みがありませんでしたので、和解を打ち切りましたので報告いたします。

詳細については、お配りした和解の仲介内容を御確認ください

議 長 仲介業務大変ご苦勞様でした。
次に、昨年度、農地のあっせん申し出を受けた農地について、案件ごとに、あっせん委員から状況の報告をお願いいたします。

【あっせん委員の報告】

議 長 ありがとうございます。
報告いただきました案件の中で、さらなるあっせん候補者を御存知の方は、あっせん委員にご紹介いただければと思いますのでよろしくお願い致します。

その他、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 4件
議案第3号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)
議案第4号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)
その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年5月23日の匠瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。